

ふれ愛サロン運営マニュアル

令和7年度

目次

(1)	ふれ愛サロンとは	2
(2)	ふれ愛サロンの目的	2
(3)	ふれ愛サロンの対象者	2
(4)	サロンの基準	2
(5)	年間スケジュール	2
(6)	委託料の算出方法	3
(7)	委託料の使い方（対象経費）について	3
(8)	活動について（講師依頼等について）	4
(9)	休止について	4
(10)	参加者と支援者に対する補償に関して	4
(11)	提出書類について	5
①	報告書（別紙2） 上期 1/9（金） 下期 3/31（火） 提出期限	5
②	収支決算書（別紙3） 3/31（火） 提出期限	6
(12)	移動支援サービス専用自動車保険とは	7

※御不明な点があれば、お気軽に高齢者相談支援センターに御連絡下さい。

◆◇問合せ先◇◆

辰野町役場 保健福祉課 高齢者相談支援センター

TEL：0266-41-1111

TAX：0266-43-3307

メール：chiikihoukatsu@town.tatsuno.lg.jp

(1) ふれ愛サロンとは

辰野町では、身近な地区で参加者同士のつながりを持ちながら介護予防活動に取り組めるように、地区介護予防事業として平成 19 年度より開始し、平成 28 年度から名前を「ふれ愛サロン」に改めて活動を実施しています。「ふれ愛サロン」は介護保険法の地域支援事業の中の、一般介護予防事業で 65 歳以上のすべての方が対象となった事業です。

介護保険料を活用し、辰野町と 17 地区の区長とで委託契約を結んで実施しています。

(2) ふれ愛サロンの目的

地域介護予防活動支援事業委託契約書内には、月 1 回以上開催し、各地区の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域住民同士の交流や健康を維持するための介護予防活動を実施することを目的とすると記載されています。

各年度に、高齢者相談支援センターで年度の方針を出しますので、それに沿った活動を行いましょう。

(3) ふれ愛サロンの対象者

介護保険料を利用している事業となるため、原則としては 65 歳以上の方を対象としています。しかし、早期介護予防に取り組むことにメリットがあるため、64 歳以下の参加を制限するものではありません。

(4) サロンの基準

月 1 回以上の開催ができ、対象地区の 65 歳以上の参加者が見込まれる会場で実施してください。各地区 1 サロン以上の開催を依頼しています。地区の状況に合わせて、複数のサロンを開催していただいても構いません。これまでのサロンを休止にする場合や、新たなサロンを立ち上げたいなどがあれば、高齢者相談支援センターに御相談ください。

(5) 年間スケジュール

ふれ愛サロンの毎月の運営以外のスケジュールは右表のようになっています。

提出物等の提出期日がありますので、期限厳守でお願いします。

次年度計画打合せ会の開催については、12 月頃に担当者へ通知を送付します。

打合せ会日程は地区担当者で決めていただき、高齢者相談支援センターまで日程を御連絡ください。

4月 5月	各区長と町で契約締結 第1回ふれ愛サロン担当者会議出席
12月	上期(12月分まで)の報告書作成
1月	上期報告書提出(1/9まで)
1～2月	次年度計画書打合せ会開催 次年度計画・予算書の提出
3月	下期報告書、収支決算書の提出(3/31まで)

（６） 委託料の算出方法

委託料の算出方法は、下記のとおりです。参加実人数は、前年の 12 月までの 65 歳以上の参加者の一月平均参加人数を利用しています（役員等も含めるが、講師は含まれない）。

会場使用料又は冷暖房費と送迎ボランティアとして活動するために加入する送迎サービス補償は必要に応じて上乗せされます。

月1回以上を条件に委託をしていますので、休会等をする場合は、1 回につき 2,500 円を引いた額となります。委託料額については、各区長にお知らせしておりますので、御確認をお願いいたします。委託料は、4 月に区長により請求書を作成し提出していただいているため、5 月中に区指定の口座に振り込みます。

参加実人数	基本額
1～10	30,000
11～25	50,000
26～	80,000

+会場使用料又は冷暖房費 +送迎サービス補償

（７） 委託料の使い方（対象経費）について

地域介護予防活動支援事業は、介護保険料を利用しています。そのため、委託料を個人の利益となるようなもの（食事・菓子代、景品代、プレゼント代、材料費等）に利用していただくことはできません。下記の内容で、利用していただくようお願いします。

科目	内訳
報償費	講師謝礼金（謝金を不要とする講師への手土産代も可）
消耗品費	コピー用紙、インク、封筒、ゴミ袋、ファイル代、参加者等の水分補給用の飲料 等
役務費	送迎サービス保険料、電話料金、会議費
会場使用料	会場借用料、冷暖房・電気・ガスなどの会場の光熱水費
備品購入費	レクリエーションの道具など、会場で使う備品の購入費

講師謝礼金の提示がある団体や講師へ、手土産を用意する場合は本委託料から利用していただくことはできません。区や常会、会費からの支出でお願いいたします。

バスハイクなどを実施する場合の、バス借り上げ料は対象外となります。会費などからの支出をお願いします。

委託料は、基本的にその年度で使い切るようにお願いいたします。レクリエーションの道具や体操のための機器の購入をする場合は、積み立てていただくことも可能です。目的をもって積立をお願いします。その年度で使い切れない委託料の余剰金に関しては、令和5年度から返還をしてもらうこととなっております。

（８） 活動について（講師依頼等について）

保健福祉課出前講座以外の講師やボランティア団体については、サロン代表者より1ヶ月前に講師又は団体代表者へ連絡をお願いします。年間計画確認表又はボランティアセンターからの通知に連絡先が記載されています。参加予定人数や、物品、講師謝礼金、内容の確認を講師と打ち合わせてください。講師から折り返しの電話が必要になることもありますので、講師へは各サロンの代表者と連絡先は伝えてあります。

万が一、講師の都合で計画の変更が必要になりましたら、高齢者相談支援センターで代替案の提案や講師の手配等の支援をさせていただきますので、御連絡下さい。

辰野町社会福祉協議会が講師で行うニュースポーツ指導については、講師は手配しておりますが、道具は各サロンで用意していただくことになります。教育委員会に早めの問合せと予約をお願いいたします。

チラシ等の作成時の案内文章などは、前年度計画作成時に提示したメニュー一覧を参考にしてください。

活動を行う中で、参加者の中で気になる方等がいたり、急に参加されなくなって心配される方等がいましたら、お気軽に高齢者相談支援センターにお知らせください。

（９） 休止について

各サロン月 1 回以上の開催が契約書に記載されていますので、原則的に月 1 回の開催をお願いします。

ただし、猛暑等の悪天候や災害等を理由に休止とすることは構いません。それ以外の理由で、休止をする場合には、1 回 2,500 円の返還してもらうようになりますのでご注意ください。

町からの活動自粛要請なく感染予防のために中止する場合は返金していただくこととなります。

新聞掲載の関係で、事前に休止をする予定の場合は、3日前までに高齢者相談支援センターに御連絡ください。保健福祉課の出前講座以外を依頼している場合は、休止等の連絡を講師にも行うようにしてください。

（１０） 参加者と支援者に対する補償に関して

町で委託している事業の実施中に事故が起きた場合、参加者及び支援者への保障として町で加入している保険で対応が可能となっておりますが、ボランティア活動保険やボランティア行事保険、送迎サービス補償等に参加しておくことをお勧めします。詳しくは、辰野町ボランティアセンターにお尋ねください。

ふれ愛サロンの送迎中の事故で参加者が怪我をした場合は、送迎サービス補償で対応が可能となります。ただし、事故をした車（自家用車）や事故の相手への補償は対象となりません。ご理解いただき参加者に同意書を書いてもらう等の対応をお願いするか、町加入の移動支援サービス専用自動車保険に申込みしてください。

(11) 提出書類について

提出書類は、辰野町のホームページにも各種様式をアップしておりますので、ご活用ください。

町ホームページの、行政情報をクリック⇒上段みどりの帯にある「健康・福祉・医療」をクリック⇒「高齢者相談支援センター」をクリック⇒ふれ愛サロンの各種様式があります。

① 報告書（別紙2） 上期 1/9（金） 下期 3/31（火） 提出期限

65 歳以上の参加者の一月平均参加人数を利用して、委託料の算出を行っています。公平性を確保するために、出席名簿の報告書を各サロンに提出してもらっております。参加した人物が確定できるように、年齢または生年月日（生年のみでも OK）も含めて報告していただいています。個人が特定されなかった場合、参加実人数としてカウントできない場合がありますのでご注意ください。報告いただいた個人情報、ふれ愛サロンの運営のための分析にも活用させていただきます。

報告書は、上期と下期で分かれており、上期は1月9日（金）、下期は3月 31 日（火）に区長に報告の上、御提出をお願いいたします。次年度のふれ愛サロンの委託料を決めるための大事な根拠資料となりますので、提出期限を厳守してください。

【報告書の書き方】

令和7年度 ふれ愛サロン 報告書			グループ名	△△会				(別紙2)
実施内容については実際にやった内容の記載をお願いします。中止の場合はその旨を記載してください。			区長	福寿 草子		印	区長に確認をしていただき、必ず区長印をつけて（区長自筆の場合は印不要）提出をお願い致します。	
			担当者	辰野 太郎		TEL		
参加者			4月	5月	6月	7月	8月	9月
			〈実施内容〉 ①あなたの体力を測定します ②茶話会	〈実施内容〉 ①脳血管疾患でどんな病気？ ②ナツメロ歌手	〈実施内容〉 ①オーラルフレイルって何？① ②囲碁ボール	〈実施内容〉 ①レクリエーション ②ウクレレ	〈実施内容〉 ①感染症の対策と予防基本編～まずは手洗いから～ ②茶話会	〈実施内容〉 体も頭もリフレッシュ
氏名	年齢 又は生年月日							
1	源氏 登	83	○	○	○		○	○
2	枝垂 栗子	70			○	○		
3								
4	参加者の方の氏名と年齢（個人を特定するため）の記載をお願い致します。							
5								
6								
7	講師・ボランティア団体のメンバー等は参加者に含めないようにしてください。							
8								
9								

1人

参加した月に○をお願いします。
参加しなかった月については空欄にしてください。

② 収支決算書（別紙3） 3/31（火）提出期限

区からの助成等もあると思いますが、委託料に関しては別会計で行うようにしてください。

現時点では領収書等の提出は不要としておりますが、領収書等をきちんと整備し、いつでも提示できるようにしてください。

【収支決算書の書き方】

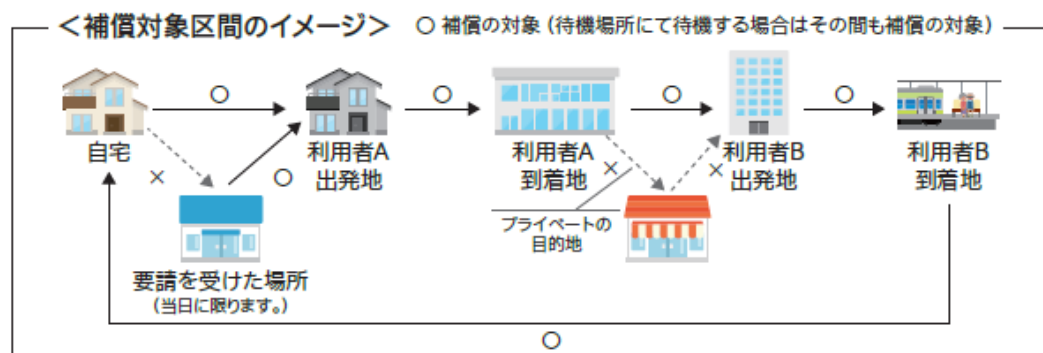
記入例		令和7年度 ふれ愛サロン 収支決算書		(別紙3)
地区名	〇〇地区	サロン名	△△会	
区長名	福寿 草子 印	報告者名 連絡先	会計 辰野 町夫 41-1111	
収入				
	金額	内訳		
R6年町委託料	56,000	委託料50,000円、暖房費6,000円		
区からの助成	30,000			
会費	22,000	食事代100円×60=6,000、200円×40=8,000、400円×20=8,000		
前年繰越金	20,000	囲碁ボール購入積立用		
雑収入	0			
合計	128,000	町からの委託料、区からの助成、会費等収入を記載してください。		
支出				
月	金額	支出内訳		
		対象経費	その他の経費	
令和6年4月	3,600	お茶：1,600	菓子代：2,000	
5月	4,600	講師謝礼：3,000 お茶：1,600	その月に、利用した支出を記載。 対象経費は、運営マニュアル（7）の委託料の使い方（対象経費）を参考に分けて記載。	
6月	5,000	お茶：1,600		
7月	5,000	お茶：1,600		
8月	23,320	お茶：3,200 ボランティア行事保険：1120	食事：12,000 景品代：7,000	
2月	6,500	講師謝礼：5,000、折り紙：700	材料費：500円×20人=10,000	
3月	5,800	講師謝礼：3,000 お茶：800	茶菓子：2,000	
その他	17,180	ファイル代：500、写真代1,600 回覧チラシ作成代：5,000 暖房費（11～3月）：6,000 囲碁ボール購入積立：4,080	その他は、月をまだいで支払いをするもの、まとめて支払いするもの等に御利用下さい。	
前年積立金	20,000	囲碁ボール購入積立：20,000		
合計	89,200	76,000	52,000	
ふれ愛サロン委託料の対象経費				
対象経費	対象経費内訳	対象経費を対象経費科目ごとに合計を出してください。		
報償費	講師謝礼金	R6決算額 19,000		
消耗品費	コピー用紙、インク、封筒、ごみ袋、水分補給用飲料 等	25,800		
役務費	保険料、電話料金	1,120		
会場使用料	会場借用料、冷暖房・電気・ガスなど会場の光熱水費	6,000		
備品購入費	レクリエーションの道具など、会場で使う備品の購入費	4,080		

（１２）移動支援サービス専用自動車保険とは

移動支援サービス専用自動車保険とは、運転の報酬を得ないボランティア活動として、ふれ愛サロンで自家用車を利用して送迎を実施する場合に、自家用車の持ち主が加入する保険に優先して、自家用車や事故の相手への車両へ補償する保険です。辰野町で加入しております。

移動支援サービス事業用自動車保険特約の概要

保険契約者	サロン運営主体の町で加入	対人賠償責任保険	無制限
対象自動車	登録ドライバー及びその家族*が所有する自動車 ※ 家族とは、「登録ドライバーの配偶者」「登録ドライバー又はその配偶者の父母又は子」「登録ドライバー又はその配偶者の同居親族」を指します。	対物賠償責任保険	無制限
補償対象区間	移動支援サービス提供又は待機のために自宅等を出発した時から自宅等に到着した時までの間に発生した事故を保障します（合理的な範囲に限ります）	対物全損時修理差額費用特約	○
		人身傷害特約※ ²	3,000 万円
		車両保険	100 万



利用開始の、1月前までに加入申請書を町へ申込みをして下さい。利用する自家用車の傷の有無等も確認したいため、原則、送迎を実施する方が申込みに窓口に来ていただくようお願いいたします（注意事項等も確認したいため）。登録後は、活動以外で車両事故等が起きた場合も報告が必要になりますので、御理解御協力をお願いいたします。また、活動中に事故が起きた場合は、修理に依頼する前に速やかに、高齢者相談支援センターへ報告をお願いいたします。

事前に稼働予定日を申請していただいておりますので、稼働の有無に関わらず稼働予定月には月末に必ず報告をお願いします。報告は所定の書式がありますが、FAX やメール、電話でも報告を可能としますので期限厳守をお願いします。